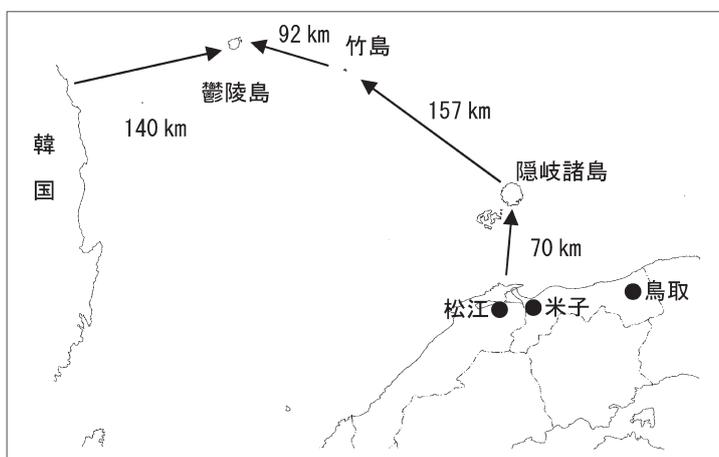
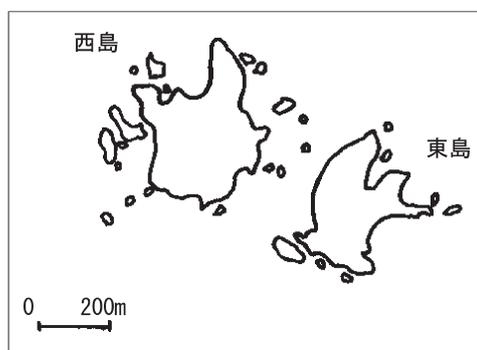


写真① 竹島（左が西島、右が東島…写真提供：桑原史成氏）



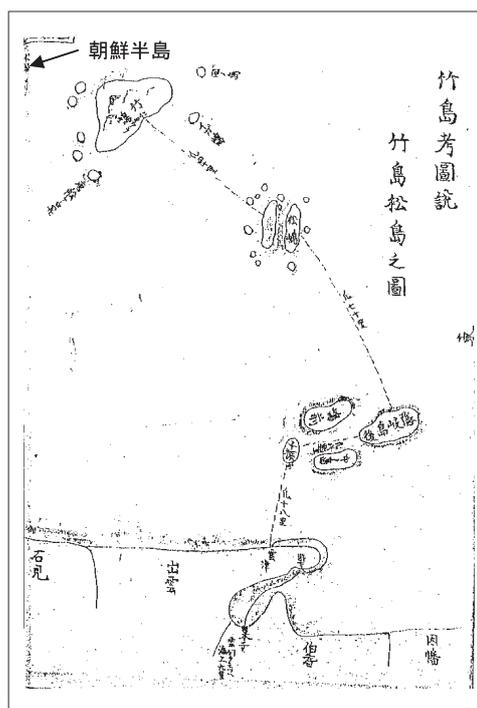
地図① 隠岐諸島・竹島・鬱陵島位置図



地図② 竹島拡大図

竹島は、隠岐の北西157kmにある無人島で、東西2つの島と30あまりの岩礁からなっています。また、竹島の西北西92kmには韓国の鬱陵島(うつりょうとう)があります。これらの島は、古くから隠岐と深い関係がありました。日本各地と朝鮮半島との交易は古くから行われてきました。室町時代には山陰や隠岐の武将も交易を行ってきた記録が残っています。しかし、その航海の途中で目印になったはずの竹島についてはっきりと書いた室町時代の記録は今のところ見つかっていません。竹島が登場するのは江戸時代前半、鬱陵島での日本人による漁業や木材の伐採からです。

そこで、隠岐と竹島・鬱陵島にはどんな関係があったのか見ていきましょう。



史料① 竹島・鬱陵島を描いた絵図

(1) 江戸時代の鬱陵島との関係

江戸時代のはじめ、鳥取藩では、米子の商人「大谷(おおや)家」と「村川家」が幕府の許可をもらって毎年交互に鬱陵島に渡りました。許可をもらったのは、1618(元和4)年とも、1625(寛永2)年ともいわれています。この両家は木材を伐採し、アワビやアシカを捕って商売を行い、幕府にも献上しました。

このころ朝鮮王朝は、鬱陵島が倭寇の巣窟(そうくつ…隠れ家のこと)になることを恐れ、鬱陵島に人を住まわせない空島政策(くうとうせいさく)を1417年からとっていました。で

すから、朝鮮人が鬱陵島に渡ることは罪とされていました。朝鮮人が200年以上も鬱陵島へ渡ることができない状態であったため、この時代の鬱陵島では、日本人が漁業を行い、木材を切り出して舟を造るなどの生産活動を行っていたのです。

「大谷家」と「村川家」の船は、美保関を出航するとまず隠岐の福浦湾に入りました。福浦は鬱陵島へ渡る拠点だったのです。大谷家の船の乗組員を見ると(史料②)、伯耆国の人々に加えて隠岐の人々も乗組員となり、福浦から鬱陵島への航海に出ていったことがわかります。また、アシカは伯耆の鉄砲打、アワビは隠岐の鮑突が担当したことがわかります。写真②は福浦湾の弁天島にある島神社です。乗組員はここで鬱陵島への厳しい航海の安全を祈りました。神社は鬱陵島の木材で作られていて、現在でも当時の姿をそのまま残しています。史料①は当時の絵図です。これには、隠岐と竹島、鬱陵島との距離や方位などの位置関係がほぼ正確に表されています。また、このころ鬱陵島は「竹島」とか「磯竹島」と呼ばれ、現在の竹島は「松島」と呼ばれていたこともわかります。



写真② 福浦の島神社



地図③ 鬱陵島拡大図

史料② 寛文6(1666)年7月 朝鮮に漂着した大谷家の船の乗組員 「大谷氏旧記」より

|    | 名 前   | 年齢 | 職業  | 出身国 | 旦那寺      |
|----|-------|----|-----|-----|----------|
| 1  | 二郎兵衛  | 35 | 上乘  | 伯耆  | 大蓮寺      |
| 2  | 太郎右衛門 | 36 | 舟頭  | 伯耆  | 安国寺      |
| 3  | 久兵衛   | 40 | 鉄砲打 | 伯耆  | 福厳院      |
| 4  | 又右衛門  | 25 |     | 伯耆  | 西福寺      |
| 5  | 与三右衛門 | 42 | 鍛冶  | 伯耆  | 大蓮寺      |
| 6  | 太郎右衛門 | 37 | 鮑突  | 隠岐  | 浄土寺(小路村) |
| 7  | 小作    | 36 |     | 隠岐  | 浄土寺(小路村) |
| 8  | 五郎作   | 32 |     | 隠岐  | 浄土寺(小路村) |
| 9  | 長兵衛   | 38 | 舟大工 | 伯耆  | 万福寺      |
| 10 | 伝助    | 29 | 楫取  | 伯耆  | 法増寺      |
| 11 | 久右衛門  | 22 | 桶大工 | 伯耆  | 安国寺      |
| 12 | 作兵衛   | 39 | 水夫  | 伯耆  | 安国寺      |
| 13 | 十兵衛   | 22 |     | 伯耆  | 万福寺      |
| 14 | 作助    | 29 |     | 隠岐  | 万泉寺(北方村) |
| 15 | 次郎左衛門 | 54 |     | 隠岐  | 万泉寺(北方村) |
| 16 | 治兵衛   | 27 |     | 伯耆  | 万福寺      |
| 17 | 角助    | 32 |     | 伯耆  | 法増寺      |
| 18 | 甚七    | 44 |     | 隠岐  | 万泉寺(北方村) |
| 19 | 九郎助   | 29 |     | 隠岐  | 万泉寺(北方村) |
| 20 | 五助    | 40 |     | 隠岐  | 浄土寺(小路村) |
| 21 | 彦七    | 30 |     | 隠岐  | 浄土寺(小路村) |

遭難した3隻のうち、1隻の乗組員の名簿。残る2隻は不明。

鬱陵島への航海の目標として、日本人が竹島の存在を知っていたことがわかります。鬱陵島での仕事を終えた人々は、帰りに竹島でアワビやワカメなどの漁をし、持ち帰ったと記録に残されています。

ところが、1690年代になると、空島政策を破って鬱陵島で漁などをする朝鮮人が多くなり、1692(元禄5)年には村川家の船頭たちがこれを発見し、報告しました。翌年、その年の当番だった大谷家の船頭たちは、鬱陵島で漁をしている朝鮮人の漁民を発見し、そのうちの二人を鳥取藩に連れ帰りました。その一人が「安龍福(あんりゅうふく)」という人です。安龍福たちは鳥取藩から長崎に送られ、対馬藩の取り調べを受けました。対馬藩は、朝鮮王朝に対して二人の処罰を求めて朝鮮に送り返し、朝鮮王朝も二人を処罰することにしました。しかし、この後、朝鮮王朝は政権が交代し、政策を転換して鬱陵島から日本人を引き揚げるよう求めてきました。

朝鮮王朝と対馬藩のかけひきの後、対馬藩の要請を受けた幕府は、1695(元禄8)年に鬱陵島を朝鮮領とし、翌年、鳥取藩に対して鬱陵島へ渡ってはいけないという渡海禁止令を出しました。こうして、鬱陵島との関係は中断することになります。

### コラム 安龍福、再び日本へ

海士町の村上家文書には、鬱陵島への渡海禁止令が出た1696(元禄9)年、安龍福が突然やってきて島後の西村に漂着し、後に大久村に滞在したこと、大久村では困っている安龍福ら11名に食料や海辺の家を提供し助けたことなどが記されています。

隠岐から伯耆・因幡に送られた安龍福たちでしたが、鳥取藩は幕府の指示を受けて彼らを追放しました。帰国した安龍福が「鬱陵島と竹島が朝鮮領だ」と証言したことが、今の竹島問題の大きな原因の一つになっています。

## (2) 明治から昭和初期の竹島との関係

史料③ 島根県告示第40号

島根縣告示第四十號  
北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分  
隱岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル島嶼ヲ竹島ト稱シ  
自今本県所属隱岐島司ノ所管ト定メラル  
明治三十八年二月二十二日  
島根縣知事 松永武吉

明治政府が誕生して間もない1876(明治9)年「日朝修好条規」が結ばれ、朝鮮半島との往来が活発になりました。鬱陵島は朝鮮本土との中継地としての役割を持つとともに、木材や漁業の産業の場として鳥取・島根両県から多くの人々が渡りました。隠岐航路が始まった



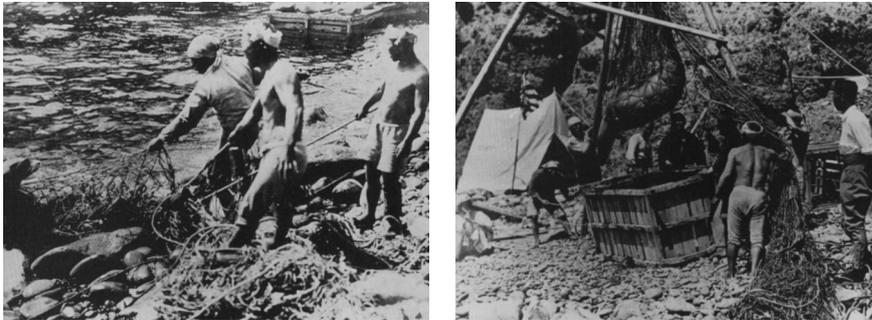
写真③ 中井さんのアシカ漁と作業小屋 (1909年)

ところ、鬱陵島や朝鮮本土への定期運航も始まりました。しかし、朝鮮王朝が日本人による鬱陵島の経済活動に抗議してきたことから、明治政府は1883(明治16)年に鬱陵島への渡海禁止命令を出しました。

こうしたなか隠岐の人々は、鬱陵島ではなく竹島で漁をするようになりました。久見の石橋松太郎さん達は1897(明治30)年ごろから、西郷の中井養三郎さんは、1903(明治36)年に竹島でのアシカ漁を始めました。

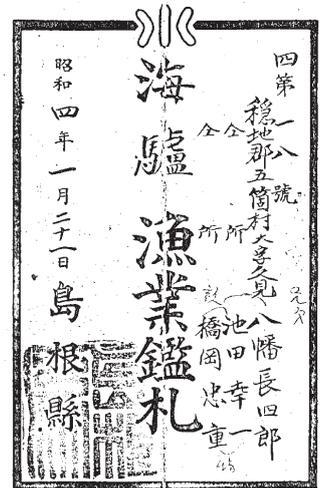
中井さんは竹島のアシカが乱獲されることや、竹島をめぐる他国とのトラブルになることを心配し、竹島を正式に日本領土にするよう1904(明治37)年に日本政府に願い出ました。日本政府は他国が竹島を

領有した形跡がないことや、実際に中井さんたちが小屋をかまえて漁を行っていることを確認し、1905(明治38)年、竹島を正式に日本領土に編入しました。これを受けて島根県は同じ年の2月22日に告示(史料③)を出しました。江戸時代から名前が様々に変わった竹島は、正式に「竹島」と呼ばれるようになりました。こうして、竹島におけるアシカ漁は許可制となり、事業開発をした隠岐の人々にその許可証(写真⑥)が交付されました。中井さんたちは「竹島漁獵合資会社」をつかって漁を行いました。

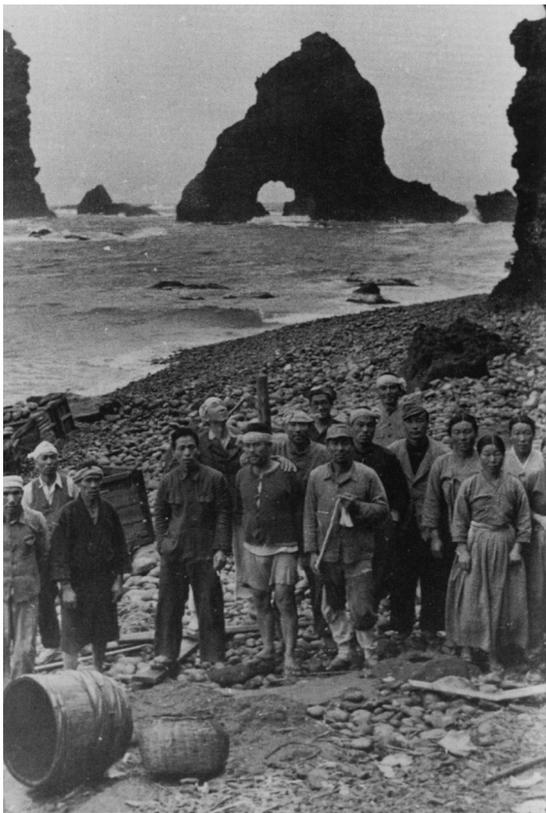


写真④⑤ 橋岡さんたちの竹島でのアシカ漁(1935年)

大正末から昭和初期になると、竹島でのアシカなどの漁は久見の人々が中心となって行いました。史料⑤は、竹島で漁を行った久見の橋岡忠重さんが後に書き残した文章で、史料④は当時の収支決算書です。



写真⑥アシカ漁の鑑札(1929年)



写真⑦ 雇われた朝鮮人の海女も写っている(1935年)

史料④ 橋岡忠重さん「竹島漁労権報告書」(昭和26年)より

昭和10(1935)年春(5月20日～7月10日)

収支決算書〔契約30頭、境港渡し1頭140円〕

収入の部

|       |     |        |
|-------|-----|--------|
| アシカ捕獲 | 29頭 | 4,060円 |
| 干しアワビ |     | 800円   |
| 計     |     | 4,860円 |

支出の部

|         |     |        |
|---------|-----|--------|
| 発動機諸経費  |     | 800円   |
| 人件費(漁夫) | 13人 | 1,300円 |
| 海女      | 4人  | 600円   |
| 雑費      |     | 500円   |
| 米代      |     | 180円   |
| 小型船     | 3隻  | 250円   |
| 利益金     |     | 1,230円 |
| 計       |     | 4,860円 |

これらは竹島での漁の様子をよく伝えていきます。アシカとアワビからかなりの利益があがっています。また、朝鮮人の海女を雇っていて、日本人の漁夫よりも多く賃金が支払われています。これからわかることは、竹島での漁の経営者は隠岐の人々であったこと、時には朝鮮人も協力した関係だったということです。

史料⑤ 橋岡忠重さんの回顧録（昭和57年）より

竹島へ一番最初に行った人は、私にはわかりませんが、話によれば明治36(1933)年ごろに久見の石橋松太郎や中村の井口という人や久見の吉田屋主人、泉屋主人等であったと聞いております。その当時は他の地区より人夫を頼み、アシカから脂を取っているところを見たことがありました。

明治37(1904)年ごろから西郷町の中井養三郎様が「竹島漁獵合資会社」を設立されて、私の父も明治40(1907)年ごろまではその会社の社員で働いていたそうです。その後、アシカが大変少なくなって会社は閉鎖されたとのことでした。

大正13年に八幡長四郎、池田幸一、それに私の3人が中井様から竹島の権利をゆずりうけましたが、その後鬱陵島の奥村平太郎氏に昭和6年までの期限で権利を売却しました。

昭和8(1933)年から生きたアシカを売ることができるようになり、神戸の商人、中田忠一という人の出資によって30頭くらい捕まえる目標で出漁しましたが、アシカが死亡してわずかばかりしか残らず大変な損をしました。だが、昭和9年(1934)ごろよりようやく軌道に乗りだし損をしなくなりました。

昭和10(1935)年から16(1941)年までは毎年2回春と秋に出漁しました。春はアシカの親を捕り、秋はアシカの子を捕って帰りました。そして、岡山の木下サーカスや高松の矢野サーカスに売ったのでその間は相当の利益を得ました。

竹島の出漁期は、春の事業は5月10日ごろから出港して帰りは6月20日ごろとなり、秋は9月15日ごろに出て10月15日ごろに帰ることにしておりました。

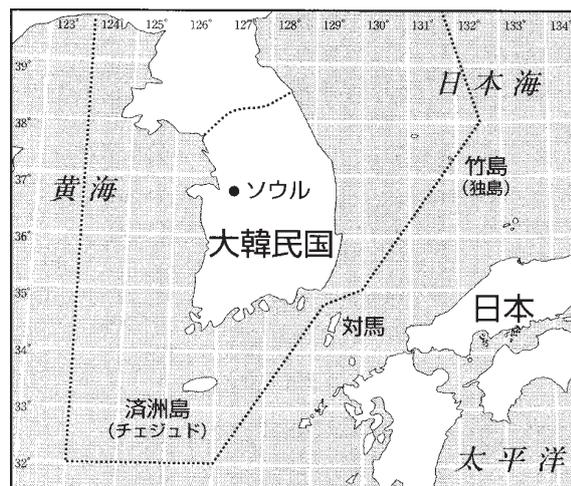
出漁期の発動機船は西郷町の漁船で7～8トンの20馬力船と、13トンの30馬力船を借りて出たが、久見港から竹島までの所要時間は20馬力船で13～14時間、30馬力船で12時間ぐらいでありました。

アシカ捕りに雇った漁夫7～8人はほとんど西郷の漁師たちで、カナギ漁師3～4人は久見、津戸、蛸木の漁師たちで、手伝いのモグリ人は皆朝鮮のアマを連れていきました。

### (3) 竹島をめぐる領土問題

1941(昭和16)年に太平洋戦争が始まると、竹島での漁はできなくなりました。1945(昭和20)年の終戦により、朝鮮半島など日本のすべての植民地は返され、日本の領土は、北海道、本州、四国、九州と周りの島々に限られましたが、どの島が日本の領土かがはっきりしない島がありました。その一つが竹島です。しかし、1951(昭和26)年のサンフランシスコ講和条約ができる過程で、竹島は日本の領土に含まれるとされました。

ところが、1952(昭和27)年1月18日、韓国の李承晩(りしょうばん)大統領は、「李承晩ライン」を引いて竹島を韓国に取り込み、実力支配を始めました。サン



地図④ 李承晩ライン

フランシスコ講和条約が有効となる3か月前のことでした。日本は抗議するとともに、竹島へ調査船を出して日本領土の標柱を建てました。メンバーの一人で久見の八幡才太郎さんは、竹島が1905(明治38)年に日本に編入されてから「当時(石橋さんたちが)約10年間事業を続けていましたが、何国からも抗議や干渉を受けた事実はありません」と証言し、さらに視察の様子を書き残しています。(史料⑥)



写真⑧ 日本領土の標柱(1953年)



写真⑨ 「島風」での竹島視察(右から2番目が八幡さん)

#### 史料⑥ 八幡才太郎さん「竹島日誌」(昭和46年)より

竹島視察は昭和29(1954)年6月12日未明のことでした。

島根県監視船「島風号」が久見漁業協同組合に来訪し、同船には島根県水産課次長がご乗船しておられました。

これより竹島視察に行きたいので、若布刈りの人夫と小舟の準備を依頼されたとのことで、当時の組合長脇田敏氏が私の宅へ協議のため来訪されました。私も同行するから組合長も同道せられたしと申し入れました。

組合長も同行、一行11名小舟6隻を「島風号」に積載し、午前8時久見港を出航いたしました。五箇港沖には海上保安庁の「へくら号」が待機していました。「へくら」との連絡を終わり島前の別府港に直行しました。

別府港には保安庁監視船「くずりゅう」他1隻が待機しておりましたが、12日は大風のため1日延期して13日の夜、別府へ買い物に上陸しました。この時、別府港には保安庁の船が5隻停泊しておりまして、村民の中には異様に感じる人もあり警察署に問い合わせした人もあったようでした。

そして13日正午出航いたしました。

14日未明には先導の船艦より無線で韓国人はいない、急いで航行せよとの連絡で全速力で竹島に着きました。人影はなかった。日本領土と大書した標柱は破損せられ、朝鮮領土と書き換えられてありました。これを日本国島根県と書いてきた次第です。

次に若布を採り、午前中収穫分を「島風」に積載、午後1回若布を収穫いたしました。そして午後2時より若布刈りは打ち切りました。

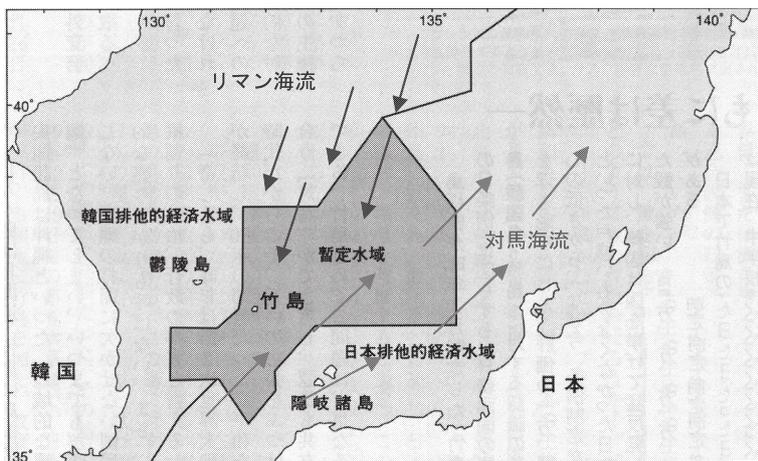
自由時間で二組に分かれ、一組は島の頂上に登り、日露戦争当時の監視所を見に行き、カモメの卵を数百個採りました。別の一組は鮑採り、これも多収穫で喜び合いました。鮑は内地産と比べると肉は非常に大きく、肉の目方は二倍もあります。美味です。

午後5時竹島を打ち切り帰省の途に着きました。保安庁監視船4隻は支那(中国)方面に航行、「おき号」は護衛して帰途に着きました。15日は、波風が強く久見に着きにくく五箇村福浦港に入港し、翌16日久見港に帰省いたしました。

何とぞ五箇の漁民が安心して再度竹島で操業ができるように御努力して下さいますように御願いたします。内閣官房長官様。

竹島とその周りの海には、対馬海流とリマン海流がぶつかる「潮目」があり、アワビやワカメなどの磯ものはもちろん、イカや回遊魚、そして海底ではズワイガニやベニズワイガニなどが豊富な漁場です。1994(平成6)年、減っていく魚介類を守るために国連が定めた「海洋法条約」が実施されるようになりました。これにより、各国は排他的経済水域(EEZ)200カイリ内では、水産資源や海底の鉱物資源に権利を持つことができる代わりに、資源がなくならないように守ること、海洋汚染を防止することの義務を負うことになりました。これを受けて1999(平成11)年には、「新日韓漁業協定」が結ばれましたが、竹島がどちらの国に属するかが解決していないため排他的経済水域のラインを引くことができません。そこで、「新日韓漁業協定」では、竹島やその周りの海は日本と韓国が共同で管理する「暫定水域(ざんていすいいき)」とすることにしました。(地図⑤) こうして、「暫定水域」内では、日本と韓国の漁船が漁業をする期間を約束して漁をすることになりました。

しかし、韓国が竹島の実力支配を続けたため、日本の漁船は竹島の12カイリ以内には近づくことはできませんでした。また、竹島から離れた「暫定水域」内には、「大和堆(やまとたい)」や「新隠岐堆」があります。それまでの隠岐や山陰の漁業にとって指折りの漁場でした。これらの漁場では逆に韓国の漁船がさかんに漁をするようになりました。日本は減っていく魚介類を守るために、とる量やとる期間を定めていますが、韓国は日本より厳しくありません。それ以来「暫定水域」内での日本の漁獲量は、ベニズワイガニでいうと4分の1に減ってしまいました。



地図⑤ 暫定水域図(島根県より)

このように「竹島」は山陰、特に隠岐の漁業にとって、これまでも、そしてこれからもとても大切な島です。竹島の領土問題を平和的に解決することは、魚介類の豊かな日本海を守る上でも、隠岐の漁業の安定にとってもとても重要です。

#### (4) 平和的解決に向けて

1954(昭和29)年から今日までの長い間、竹島の領土問題は未解決のままです。しかし、この問題に関心を持つ人が少なくなっていくと、さらに解決がむずかしくなります。そこで、隠岐や島根県では、どんな対応をしているのか見てみましょう。

島根県では、1987(昭和62)年に「竹島・北方領土返還要求運動島根県会議」が設立され、1996(平成8)年7月1日に「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」が発足しました。(史料⑦)

また、2003(平成15)年には「竹島・北方領土返還要求運動島根大会」が隠岐の島町で開かれ、意

#### 史料⑦ 竹島領土権確立隠岐期成同盟 会事務局資料より作成

- 目的：竹島の領土権確立と周辺海域における安全操業の確立を期する
- 構成：隠岐郡内の町村長、各議会議長、漁業関連団体の長を会員とする
- 主な活動内容
  - ・毎年春総会開催
  - ・12月頃、国各省庁(外務省、農林水産省、水産庁、文部科学省、内閣府)並びに島根県選出国会議員への陳情〔竹島を所管する組織の設置、外交交渉の展開、学習指導要領への取り上げ〕
  - ・2月、【竹島の日】記念式典への参加

見発表や講演、大会宣言がなされました。(写真⑩、史料⑧)

さらに、2005(平成17)年、島根県議会は、2月22日を【竹島の日】とする条例を可決しました。竹島を編入した1905年の告示からちょうど100年目にあたります。

その土地がどの国の領土であるかは、「誰が開発したか」、「その領有が国際的な法律で認められるか」、などの点が重要です。これらを歴史から明らかにするために、2005(平成17)年には、島根県内外の研究者による「竹島問題研究会」がつくられ、韓国の研究者との話し合いをするという試みも始まりました。

竹島問題の平和的解決のために、漁業資源を守り活用していくために、そして真の日韓友好関係をつくるために、私たちがまず竹島について関心をもち、学習を進めていくことが大切です。



写真⑩ 竹島・北方領土返還要求運動島根大会



写真⑪ 竹島問題を報道する新聞

史料⑧ 竹島・北方領土返還要求運動島根大会  
「大会宣言」より

大会宣言

私たちは、ここに「竹島・北方領土返還要求運動島根大会」を開催した。

竹島及び北方四島は、歴史的にみても国際法に照らしても我が国固有の領土であることは明白である。

しかしながら、竹島は韓国に、北方領土はロシアに不法に占拠され、半世紀にもわたり今だ領土権の確立をみることなく、我が国の主権を行使できないのは、甚だ遺憾である。

「国立公園指定」、「郵便番号付与」等国际社会に向け竹島の領土権を既成事実化しようとする韓国側の一連の動きに対し、日本政府の毅然たる対応を望むものである。

さらに竹島周辺水域においては、我が国の漁業に関する権利を行使できない状況が続いている上、竹島問題に端を発して設定された暫定水域では、漁業秩序が依然として確立していない現状である。

領土及び主権は外交の基本であり、領土権確立へ向けての日本国の確固たる態度を強く要望していかなくてはならない。

私たちは、竹島の所在地、五箇村を領土権の確立の原点と考え、隠岐島を発信地とした国民運動の力強いうねりを全国に展開させ、一日も早い竹島の領土権の確立並びに北方領土の返還を目指すことをここに宣言する。

平成15年11月15日

竹島・北方領土返還要求運動島根大会

史料⑨ 隠岐・竹島・鬱陵島関係年表

| 西暦   | 元号   | 隠岐・竹島・鬱陵島のことがら  | 日本・韓国のことがら                                 |
|------|------|---|--|
| 1274 | 文永11 |   | ・元と高麗軍が来襲する（文永の役）                          |
| 1281 | 弘安4  |   | ・元と高麗軍が再来襲する（弘安の役）                         |
| 1417 | 応永24 | ・朝鮮王朝が鬱陵島の空島政策を始める<br>この頃山陰の武将らが朝鮮と交易を行う                          | このころ朝鮮沿岸を倭寇が荒らす                            |
| 1573 | 天正元  |   | ・織田信長が將軍義昭を追放する                            |
| 1582 | 天正10 | ・国府尾城が落城する  | ・本能寺の変で織田信長が滅ぶ                             |
| 1590 | 天正18 |   | ・豊臣秀吉が全国を統一する                              |
| 1592 | 文禄元  |   | ・秀吉が朝鮮出兵を行う（1598まで）                        |
| 1603 | 慶長8  | 隠岐が天領（松江藩預かり地）となる   | ・徳川家康が江戸幕府を開く                              |
| 1618 | 元和4  | ・大谷家・村川家に鬱陵島渡海が許可される（1625・寛永2年の説もある）                              |  |
| 1666 | 寛文6  | ・大谷家の船が遭難し、朝鮮半島に漂着する  |  |
| 1667 | 寛文7  | ・齋藤豊仙が「隠州視聴合紀」を著す   |  |
| 1692 | 元禄5  | ・村川家船頭が鬱陵島で朝鮮人と遭遇   |  |
| 1693 | 元禄6  | ・大谷家船頭が鬱陵島で朝鮮人と遭遇、隠岐を経由し、安龍福ら2名を鳥取藩に連れ帰る                          | ・鬱陵島の帰属をめぐる対馬藩と朝鮮王朝の交渉が始まる                 |
| 1696 | 元禄9  | ・安龍福が再び隠岐に出現し、鳥取藩へ移されたのち追放される                                     | ・幕府が鬱陵島への渡海禁止令を出す                          |
| 1697 | 元禄10 | ・安龍福が死罪を免れ流刑となる   |  |
| 1853 | 嘉永6  |   | ・ペリーが浦賀に来航し国交を要求する                         |
| 1868 | 慶応4  | ・隠岐騒動がおこる   | ・明治維新（明治元年）                                |
| 1876 | 明治9  |   | ・「日朝修好条規」を結ぶ                               |
| 1882 | 明治15 |   | ・朝鮮政府が鬱陵島への日本人の渡航を抗議                       |
| 1883 | 明治16 |   | ・日本政府が鬱陵島への渡海を禁止する                         |
| 1885 | 明治18 | ・隠岐航路が誕生する  |  |
| 1894 | 明治27 |   | ・日清戦争（1895まで）                              |
| 1897 | 明治30 | このころ石橋さんらが竹島で漁を始める  | ・朝鮮が国号を大韓帝国に改める                            |
| 1903 | 明治36 | ・中井さんらが竹島でアシカ漁を始める  |  |
| 1904 | 明治37 | ・中井さんが竹島の領土編入を願い出る  | ・日露戦争（1905まで）                              |
| 1905 | 明治38 | ・島根県が告示第40号で竹島の編入を公示<br>・竹島でのアシカ漁が許可制となり、中井さんのあとは久見の人々が漁を行う       | ・日本政府が閣議決定で竹島を領土編入する                       |
| 1910 | 明治43 |   | ・日本が韓国を併合する                                |
| 1941 | 昭和16 | 竹島での漁を中断する  | ・太平洋戦争が始まる                                 |
| 1945 | 昭和20 | ・竹島が「マッカーサーライン」の外に置かれる  | ・終戦。日本の朝鮮半島植民地支配が終わる                       |
| 1948 | 昭和23 |   | ・韓国（大韓民国）と北朝鮮が誕生する                         |
| 1951 | 昭和26 | ・講和条約の過程で竹島は日本領土とされる  | ・サンフランシスコ講和条約に調印する                         |
| 1952 | 昭和27 | ・韓国大統領が「李承晩ライン」を引く（1月）<br>・「マッカーサーライン」が廃止される（4月）                  | ・サンフランシスコ講和条約が発効する（4月）                     |
| 1953 | 昭和28 | ・韓国が日本漁船の拿捕を開始する（1月）<br>・島根県と海上保安庁が竹島を調査し「島根県隠岐郡五箇村竹島」の標識を建てる（6月） |  |
| 1954 | 昭和29 | ・韓国が竹島に海岸警備隊を派遣、無人灯台を設置し、武力占拠を決定する                                | ・日本政府が竹島問題を国際司法裁判所に提訴する提案をするが、韓国政府はこれを拒否する |
| 1965 | 昭和38 | ・日韓漁業協定が結ばれ「李ライン」が消滅  | ・日韓基本条約が結ばれ両国が国交を回復                        |
| 1994 | 平成6  |   | ・国連の新海洋法条約が発効する                            |
| 1999 | 平成11 | ・新日韓漁業協定が発効する   |  |
| 2005 | 平成17 | ・島根県議会が「竹島の日」条例を可決する  |  |